

東 大 阪 市 開 発 指 導 要 綱 変 更 届 書

東 大 阪 市 開 発 指 導 要 綱 変 更 協 議 申 出 書

東大阪市開発指導要綱第 7 条の規定に基づき 変更届書 変更協議 を申し出致します。

[開発 ・ 位置指定道路 ・ 中高層建築物 ・ 10 戸以上の共同住宅 (小世帯向共同住宅及び長屋住宅を含む)] (該当事項を○で囲む)

年 月 日
(宛先) 東 大 阪 市 長

住 所
事業者 氏 名
T E L

| | | | | | | |
|-------|--------------------|----------------|------------|------------|----------|--------|
| 事業の概要 | 事業(開発)区域に含まれる地域の名称 | 東大阪市 | | | | |
| | 事業(開発)区域の面積(実測) | m ² | | 予定建築物の用途 | | |
| | 住宅戸(室)数又は棟数 | 戸(室)棟 | 階数 | 地上階 地下階 | 高さ 軒高 | m m |
| | 代理者の住所・氏名・TEL | 住所 氏名 | 担当者 TEL | | | |
| | 変更理由 | | | | | |

備考

事業の概要は、変更前を赤字で、変更後は黒字で内容を対照させて記載する事。

(添付図書)

変更届書または変更協議申出書、変更協定書(変更協議申出書の場合)、委任状、変更事項一覧表、関係各課との協議経過書、付近見取図、変更内容に関わる図面等

| |
|---------|
| ※指導要綱受付 |
| |

変 更 協 定 書

下記の事業は東大阪市開発指導要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項(事業内容の変更)の規定に基づき、事業の円滑な遂行と相互の協力を確認し、東大阪市(以下「甲」という。)と事業者(以下「乙」という。)との間に基本的事項につき、次のとおり協定を締結する。

記

| | | | | |
|-----------|----------------|----|---------|------|
| 事業の位置 | 東大阪市 | | | |
| 事業(開発)の面積 | m ² | | | |
| 予定建築物の用途 | | | | |
| 敷地面積 | m ² | | | |
| 建築面積 | m ² | | | |
| 建築物の高さ | m | 軒高 | m | |
| 建築物の階数 | 地上 | 階 | 住宅戸(室)数 | 戸(室) |
| | 地下 | 階 | 棟数 | 棟 |

第1条 乙は、協議の申出にかかる関係法令及び要綱に基づき、かつ、甲の指導及び助言により施行するものとする。

第2条 乙は、協定締結後、事業に係る権利の全部又は一部を、第三者に譲渡するときは、譲受人に協定に基づく義務を正確に理解させ、かつ、乙の責任において、当該義務を履行させなければならない。

2 前項の規定において、譲受人が協定に基づく義務を履行しない場合は、乙が当該義務を履行しなければならない。

第3条 本協定書に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各一通を保持するものとする。

年 月 日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

代表者 東大阪市長

印

乙

実印

委 任 状

住所
私儀
氏名
(TEL - -)
を代理人と
®

定め下記に関する一切の権限を委任いたします。

記

(委任事項)

- ・ 東大阪市開発指導要綱協議申出書及び協定書の締結
- ・ 東大阪市開発指導要綱変更届出・変更協議申出書及び変更協定書の締結
- ・ 東大阪市開発指導要綱第 8 条の地位承継承認申請及び地位承継届出
- ・ 東大阪市開発指導要綱第 9 条の事業の廃止届出

以上に関する申請手続き・訂正・受領の件。

年 月 日

住所

氏名

実印